

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

令和5(2023)年度
3号(通算415号)

令和5(2023)年6月30日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容…◆◆◆

| | |
|---|---|
| I. 障害福祉制度・施策関連情報 | 1 |
| 1. 【こども家庭庁・厚生労働省】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のための基本指針の改正を告示 | 1 |
| 2. 【内閣府】令和5年版 障害者白書を公表 | 3 |
| 3. 【厚生労働省】障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について | 3 |
| 4. 【厚生労働省】行政事業レビューの報告 | 4 |
| II. その他の関連情報 | 5 |
| 1. 【日本弁護士連合会】家庭裁判所へのアクセスを阻む社会的障壁に関するアンケート回答のご依頼 | 5 |
| 2. 【セルフ協】6月27日を「障害者優先調達推進法」として記念日登録 | 5 |
| 3. 【全国社会福祉協議会】令和5年度 社会福祉主事資格認定通信課程受講者募集のご案内 | 6 |
| 4. 【全国社会福祉協議会】令和5年度第2回理事会開催 | 6 |
| 5. 【事業助成・研究助成] | 6 |
| (1) 松の花基金(応募締切:8月31日(木)必着) | 6 |
| (2) 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団(応募締切:7月31日(月)必着) | 7 |
| (3) 第25回糸賀一雄記念賞・第9回糸賀一雄記念未来賞(応募締切:7月31日(月)必着) | 7 |
| 6. 【作品募集] | 7 |
| (1) 第58回NHK障害福祉賞(応募締切:7月31日(月)) | 7 |
| (2) 第28回NHKハート展 詩の募集(応募締切:9月7日(木))、第27回東京展開催中 | 8 |
| 7. 【書籍紹介] | |
| (1) 日本障害者協議会(JD)『障害と人権の総合事典』(JD編) | 9 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【こども家庭庁・厚生労働省】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のための基本指針の改正を告示

厚生労働省が社会保障審議会障害者部会で見直しを議論してきた、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画作成のための基本指針の改正は、パブリックコメントを経て、5月19日に告示として公布されました。また国は先日、改正後の基本指針全文を自治体に周知しました。

○「障害福祉等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」

(こども家庭庁・厚生労働省告示第1号/令和5年5月19日付/こども家庭庁長官・厚生労働大臣)

○「障害福祉等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」

（令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後の全文）

基本指針は、障害者総合支援法（第87条第1項）と児童福祉法（第33条の19第1項）の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が作成します。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、基本指針に即して市町村・都道府県が作成し、令和6年度から令和8年度までの3年間の障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制確保の目標や、必要量の見込み等を定めます。3年一期を基本としつつ、都道府県・市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟に期間を設定することが可能です。

国が基本指針に掲げた主な目標

| 事項 | 成果目標（基本） | 達成時期 |
|-------------------|---|-----------|
| 施設入所者の地域生活への移行 | 令和4年度末時点の施設入所者数の6%が地域生活へ移行 | 令和8年度末まで |
| 施設入所者数の削減 | 令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減 | 令和8年度末まで |
| 地域生活支援拠点等の整備 | 市町村に地域生活支援拠点等を整備、より効果的な支援体制を構築 | 令和8年度末までに |
| 強度行動障害を有する者への支援充実 | 各市町村または圏域で支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める | 令和8年度末までに |
| 福祉施設から一般就労への移行 | 就労移行支援事業等の利用を経た一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍に | 令和8年度中 |
| ・就労移行支援事業 | ・令和3年度実績の1.31倍以上 | |
| ・就労継続支援A型事業 | ・令和3年度実績の概ね1.29倍以上 | |
| ・就労継続支援B型事業 | ・令和3年度実績の概ね1.28倍以上 | |
| 一般就労移行者の割合 | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を5割以上に | — |
| 一般就労後の定着支援 | 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上に | 令和8年度末 |
| ・就労定着率 | ・令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の、一定期間の就労定着率が7割以上の事業所が2割5分以上 | |
| 障害児に対する重層的な支援体制 | 児童発達支援センターを各市町村か各圏域に少なくとも1か所以上 | 令和8年度末までに |

| | | |
|---------------------|--|-----------|
| | 全市町村で障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築 | |
| 難聴児支援の中核的機能を有する体制構築 | 各都道府県は難聴時の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定 | 令和8年度末までに |
| | 各都道府県が（必要に応じて政令市も）難聴児のための中核的機能を果たす体制を確保 新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制構築を推進 | |
| 重症心身障害児・医療的ケア児への支援 | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を各市町村か圏域に少なくとも1か所以上 | 令和8年度末までに |
| | 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置 | |
| 相談支援体制の充実・強化等 | 各市町村に総合的な相談支援や地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置 | 令和8年度末までに |

2. 【内閣府】令和5年版 障害者白書を公表

内閣府は、令和5年版 障害者白書（令和5年6月20日閣議決定）を公表しました。障害者白書は、障害者基本法第13条に基づき、平成6年から政府が毎年国会に提出する「障害者のために講じた施策の概況に関する報告書」です。

令和5年版障害者白書では、事業所による合理的配慮の提供の義務化等を含む「改正障害者差別解消法」の施行に向け、法や改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を分かりやすく解説し、施行に向けた政府の施策を掲載しています。併せて、2023年度からの5年間を対象とした「障害者基本計画（第5次）」における各分野の障害者施策を掲載しています。

[内閣府]令和5年版 障害者白書 概要

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/gaiyou/pdf/r05gaiyou.pdf>

[内閣府] 以下URLより関連情報をチェック

<https://www8.cao.go.jp/shougai/news.html>

3. 【厚生労働省】障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について

令和4年1月以降、労働局において、障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行うとともに、以下のとおり、障害者雇用ビジネス実施業者等への必要な助言・支援を実施しました。

障害者雇用ビジネス実施事業者23法人が運営する、就業場所125カ所を把握（うち45カ所について訪問）した。当該就業場所の利用企業は、延べ1000社を超え、そのうち251社の社名を把握し、

42社については訪問した。

利用企業の実態把握の結果、「成果物を社員への配布など福利厚生の一環として利用している」「障害者雇用ビジネス実施事業者から紹介された障害者が採用基準に合わない場合でも、採用を断れないとする利用企業の声」といった事例が発生していた。このような事例に対して、懸念される課題、望ましい取り組みのポイント(評価・処遇)が挙げられている。

[労政審障害者雇用分科会] #129/6月12日

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001087755.pdf>

参考資料3 「障害者が活躍できる職場づくりのための望ましい取組のポイント (リーフレット)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001105731.pdf>

「いわゆる障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001087755.pdf>

4. 【厚生労働省】行政事業レビューの報告

6月2日に行われた厚生労働省の「行政事業レビュー」は、対象事業のひとつに「社会福祉施設等施設整備費補助金」事業が取り上げられ、審議の様子はインターネットで生中継されました。行政事業レビューは、各府省の全事業の実態を十分に把握・点検し、その結果を、今後の事業執行や予算要求等に反映させる取り組みです。行政事業レビュー対象事業の一部は、公開の場で外部有識者を交えて検証されます。

社会福祉施設等施設整備費補助金に関するこの日の論点は、「地方自治体の整備計画に基づき行う国に対する協議額が予算額を大幅に超過していることから、必要な運用の見直しなどの検討を行うべきではないか」ということでした。会合には、所管課(障害保健福祉部障害福祉課)作成のレビューシートや事業概要・見直し案が提示されました。

レビューシートは、社会福祉施設等施設整備費補助金は定性的目標設定になじむとされ、「障害福祉サービスを提供するために必要な各種施設の整備にかかる経費の補助を行うものであり、各年度ニーズが様々であることから、定量的な目標設定にはそぐわない」と評価されました。現状・課題欄には、「障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する必要がある」と記載があります。また、先に挙げた論点に対する見直しの方向性が、2点示されていました。(①引き続き国予算の確保に努める、②都道府県等が総合的に対象施設を検討・決定し、国庫補助協議を行う現決定プロセスの一定の見直しを検討する)

有識者の意見には、多くの施設に補助金を配分するため社会福祉法人の負担割合を引き上げるよう求める意見などがありましたが、最後は、引き続き国予算確保に努めることと事業運用を見直すべきことの指摘で終了しました。

[厚生労働省]行政事業レビューの報告

https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/2023_process.html

II. その他の関連情報

1. 【日本弁護士連合会】家庭裁判所へのアクセスを阻む社会的障壁に関するアンケート回答のご依頼

日本弁護士連合会は、「地域の家庭裁判所が真に住民の人権保障の砦たりうるために～司法IT化のすき間で生じる子ども・高齢者・障害者の権利救済・権利擁護支援の視点から～」と題したシンポジウムを予定しております。

家庭裁判所では、家庭内において生ずる、離婚等の婚姻関係の事件、遺産分割に関連する事件、判断能力に課題を有する方の成年後見等事件等の家事事件の他、非行を疑われた少年（性別を問わず「少年」と表現します。）の非行事実の有無や保護の必要性についての審理を行う少年審判などが行われており、ここでは、障害の有無にかかわらず、適切かつ十分に当事者または関係人として手続に関与することができる必要があります。

日弁連では、障害のある人たちが家庭裁判所にアクセスすることを阻む社会的障壁の実態調査のため、アンケート調査を実施中。地域の家庭裁判所が真に障害のある人の人権保障の砦となるために、ぜひご協力ください。

■本件に関するお問い合わせ

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 日本弁護士連合会法制部法制第一課 駒田

電話：03-3580-9893 F A X：03-3580-9877

※FAX 又は Web フォームにて7月3日（月）までにご回答ください。

「アンケート回答について」

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/shishiaka/access/>

2. 【セルプ協】6月27日を「障害者優先調達推進法の日」として記念日登録

全国社会就労センター協議会と特定非営利活動法人日本セルプセンターは、「障害者優先調達推進法」が令和5年に施行10周年を迎えることを記念し、賛同団体9団体とともに、10周年記念キャンペーンを展開中です。キャンペーンの一環として、法律の公布日である6月27日を“障害者優先調達推進法の日”として一般社団法人日本記念日協会に登録し、6月19日には、官公需のさらなる推進を求め、加藤勝信厚生労働大臣を表敬訪問しました。

3. 【全国社会福祉協議会】令和5年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内

全国社会福祉協議会・中央福祉学院は、社会福祉主事任用資格を取得することができる通信課程の令和5年度受講者を募集中です。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格です。高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの民間社会福祉事業の場で、福祉職員の基礎的な資格として準用されています。

この課程は、社会福祉に関する科目や関連科目を幅広く学び、分野・職種共通の基礎知識を身につけることができる通信教育で、毎年約5,000名が学んでいます。修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すれば、「社会福祉士」の受験資格を得る短期養成施設*の入学資格を得ることもできます。

■概要

「令和5年度社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員課程・秋期コース）」

- ・受講期間；令和5年10月～令和6年9月
- ・受講資格；受講期間を通じて、福祉・介護などの職場で勤務している方（公務員以外）
- ・学習内容；①自宅学習（16科目、答案提出年4回）、②スクーリング（5日間、神奈川県葉山町）、
- ③修了テスト
- ・受講料；89,000円（消費税等込）
- ・申込方法；受講案内と申込書をダウンロードし、記入・押印のうえ郵送
- ・申込締切；令和5年7月31日（月）（当日消印有効）

〔全社協・中央福祉学院〕 問い合わせ先は下記。以下のURLから案内や申込書入手できます

受講案内、申込書 https://www.gakuin.gr.jp/training/course_autumn/

お問い合わせ 中央福祉学院 社会福祉主事係 TEL：046-858-1355（平日9:30～17:30）

* 中央福祉学院 「社会福祉士通信課程(短期養成コース)」

https://www.gakuin.gr.jp/training/course_socialworker/

4. 【全国社会福祉協議会】令和5年度第2回理事会開催

全国社旗福祉協議会は、6月20日開催の令和5年度第2回理事会で、新任期（令和5・6年度）の会長、副会長を決定しました。

会長には村木厚子氏（津田塾大学客員教授）を選任、清家篤前会長は顧問に就任しました。副会長5名、常務理事2名は全員が再任されました。

5. 【事業助成・研究助成】

(1) 松の花基金（応募締切：8月31日（木）必着）

社会福祉法人 松の花基金が、知的障害児者の福祉向上を目的とする事業活動・調査研究に対する助成先を募集中です。

①助成対象：知的障害児者の福祉向上を目的とする事業活動・調査研究。

原則として社会福祉法人、公益法人等

②助成件数：金額：年間総額500万円程度で、1件あたりの金額に定めなし

③応募締切：方法：令和5年8月31日（木）必着。郵送。

④決定通知：令和5年11月中旬、同基金が個別に選考結果を連絡

〔社会福祉法人 松の花基金〕 以下のURLから応募要領や申請様式入手できます

<http://matsunohana.jp/>

(2) 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団（応募締切：7月31日（月）必着）

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団が「民間社会福祉施設職員 海外研修生」を募集中

です。

- ①対象者：25歳以上55歳以下で、経験年数が5年以上の者（2023年4月1日時点）。また研修する具体的なテーマを有し、将来にわたり社会福祉等業務に対する知見を深め福祉業務を続ける意欲のある者で、日常英会話能力を有する者。
- ②研修期間：2024年4月中旬から6月下旬までの、計60日以内
- ③研修方法：デンマークまたはアメリカでの5日間の合同研修後、研修生自身が設定する個別研修（原則3か国以内）を実施。

[中央競馬馬主社会福祉財団] 以下のURLから応募要領や申請様式を入手できます。

<https://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/kenshu-2/202450th%e3%80%80>

(3) 第25回糸賀一雄記念賞・第9回糸賀一雄記念未来賞 (応募締切：7月31日(月)必着)

公益財団法人糸賀一雄記念財団が「第25回糸賀一雄記念賞・第9回糸賀一雄記念未来賞」を募集中です。

- ① 対象者：【第25回糸賀一雄記念賞】
日本において、障害者などの「生きづらさ」がある人に対する実践活動に長く取り組み、その活動が高く評価され、一層の活躍が期待される個人および団体（法人、任意団体を問わない）
【第9回糸賀一雄記念未来賞】
国内で活動し、福祉、教育、医療、労働、経済、文化、スポーツなどの分野における障害者または障害者と同様に社会的障壁による「生きづらさ」がある人に関する取り組みが先進的であり、今後一層の活躍が期待される個人および団体（法人、任意団体を問わない）
- ② 応募締切：7月31日(月)必着

■問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
電話：07-7567-1707（平日10時～18時） F A X：07-7567-1708

6. 【作品募集】

(1) 第58回NHK障害福祉賞（応募締切：7月31日(月)）

「NHK障害福祉賞」では、障害福祉への関心や理解を広げるため、障害のある人やともに歩む人の体験作文を募集中です。

- ① 部門：「障害のあるご本人の部門」
「障害のある人とともに歩んでいる人の部門」
- ② 募集内容：8000字以内の作文
- ③ 応募締切：7月31日(月)（消印有効）
- ④ 決定通知：11月中旬結果を通知

■作品の送り先・問い合わせ先

〒150-0041 東京都渋谷区神南 1-4-1 第七共同ビル NHK 厚生文化事業団「障害福祉賞」係
電話：03-3476-5955（平日 10 時～18 時） F A X：03-3476-5956

[NHK 厚生文化事業団] 第 58 回 NHK 障害福祉賞

<https://www.npwo.or.jp/info/27888>

(2) 第 28 回 NHK ハート展 詩の募集（応募締切：9 月 7 日（木））

「第 28 回 NHK ハート展」は、これまでの障害のある人からの詩に加え、障害者とともに歩む家族や周囲の方々からの詩も募集中です。

- ① 募集内容：障害のある人や障害者とともに歩む人が書いた 100 字程度(短くても可)の詩。
- ② 応募締切：9 月 7 日(木)
- ③ 決定通知：2023 年 12 月主催者より通知
- ④ 応募方法：郵送による応募、インターネットによる応募

■宛先

150-0041 東京都渋谷区神南 1-4-1 第七共同ビル NHK 厚生文化事業団「NHK ハート展」係
電話：03-3476-5955（平日 10 時～18 時） F A X：03-3476-5956

[NHK 福祉ポータルハートネット] NHK ハート展

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/event/art/>

・ 第 27 回東京展開催中

2023 年 6 月 19 日(月)～7 月 23 日(日)の期間、NHK プラスクロス SHIBUYA にて第 27 回 NHK ハート展 東京展が開催されています。

「NHK ハート展」は、障害のある人がつづった詩を紹介する展覧会です。障害のある人もない人も互いに理解しあい“共に生きる社会”の実現をめざして、1994 年に始まりました。ハート展の詩から、障害のある人の思いを感じ、理解していただくことで、多様な個性を認め合う社会への一助になることを願い、毎年開催されています。

全国の障害のある人から寄せられた 3,009 編の詩から入選 50 編を展示する「第 27 回 NHK ハート展」。作詩者のみなさんの日常の何気ないひとコマや、普段は胸にしまっている思いを言葉にした個性あふれる 50 編。ぜひ、作詩者の“ハートにとびこんで”、詩に込められた思いを感じてみてください。

・NHK 福祉ポータル ハートネット

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/event/art/>

7. 【書籍紹介】

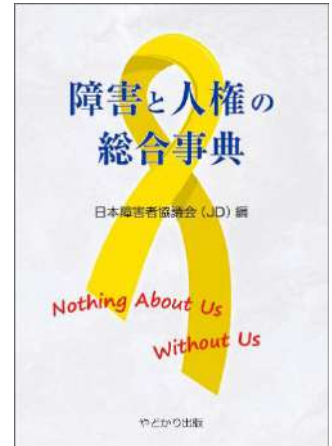
(1) 日本障害者協議会（JD）『障害と人権の総合事典』（JD編）

障害者権利条約をベースに障害分野を横断した歴史的事典がやどかり出版より刊行されま

した。セルフ協役員も執筆に協力しています。

本書の主な特徴

- ①障害者権利条約を基盤とした章構成
- ②障害関連の重要文書から抽出した 328 の見出し項目
- ③当事者視点・現場の実態を踏まえ、用語の本質や実践の方向性までを追求した解説
- ④JD の総力を結集した多様な障害分野・多職種からなる執筆陣
- ⑤略語一覧、障害者権利条約目次、事項索引なども充実



『障害と人権の総合事典』

(令和5年6月15日刊行)

- 日本障害者協議会（JD）編
- A5判・274頁
- 定価：2,970円（税込）
- 送料：無料

[やどかり出版]

<https://book.yadokarinosato.org/items/75172329>